

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市公報発行規則の一部を改正する規則【総務市民局総務部法制課】 3

◇ 告 示

- 放置自転車の移動及び保管【都市整備局道路部道路維持課】 4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市公報発行規則の一部を改正する規則

北九州市公報の発行は、市のウェブサイトに掲載することにより行うことにしました。

この規則は、令和7年7月1日から施行することにした。

北九州市公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 4 8 号

北九州市公報発行規則の一部を改正する規則

北九州市公報発行規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、法制課長が緊急を要すると認めたものについては、この限りでない。

第 5 条に次の 2 項を加える。

2 公報の発行は、市のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事故その他特別の事情により、同項に規定する方法により公報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、書面により作成した公報を市役所内の適当な場所において一般の閲覧に供することをもって、これに代えることができる。

第 6 条及び第 7 条を削る。

付 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

北九州市告示第 279 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 16 日

北九州市長 武内和久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市都市整備局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 3 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	4 台	令和 7 年 5 月 2 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	9 台	令和 7 年 5 月 13 日	
	2 台	令和 7 年 5 月	

		月 2 1 日	
	3 台	令和 7 年 5 月 2 7 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 7 年 5 月 2 9 日	
小倉北区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 7 年 5 月 2 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	7 台	令和 7 年 5 月 1 9 日	
	5 台	令和 7 年 5 月 2 3 日	
	4 台	令和 7 年 5 月 2 6 日	
	3 台	令和 7 年 5 月 2 7 日	
	3 台	令和 7 年 5 月 2 8 日	
	2 台	令和 7 年 5 月 2 9 日	
モノレール徳力嵐山口停留所周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 7 年 5 月 1 4 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 7 年 5 月 1 日	
	1 台	令和 7 年 5 月 2 日	
	2 台	令和 7 年 5 月 1 3 日	
	1 台	令和 7 年 5 月 1 5 日	
	2 台	令和 7 年 5 月 2 2 日	
	3 台	令和 7 年 5 月 2 6 日	

	3台	令和7年5月27日	
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	令和7年5月16日	北九州市戸畑区三六町13番
若松区自転車放置禁止区域外	1台	令和7年5月12日	三六自転車保管所
	3台	令和7年5月19日	
J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	令和7年5月20日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6
八幡東区自転車放置禁止区域外	1台	令和7年5月30日	藤田自転車保管所
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	4台	令和7年5月15日	北九州市八幡西区長崎町2番
	1台	令和7年5月28日	長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	4台	令和7年5月23日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	1台	令和7年5月1日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所
	2台	令和7年5月8日	
	2台	令和7年5月20日	
	2台	令和7年5月21日	
	1台	令和7年5月23日	
	1台	令和7年5月27日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	18台	令和7年5月28日	北九州市戸畑区三六町13番
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	令和7年5月19日	三六自転車保管所

戸畑区自転車放置禁止区 域外	1 台	令和 7 年 5 月 1 日
-------------------	-----	-------------------